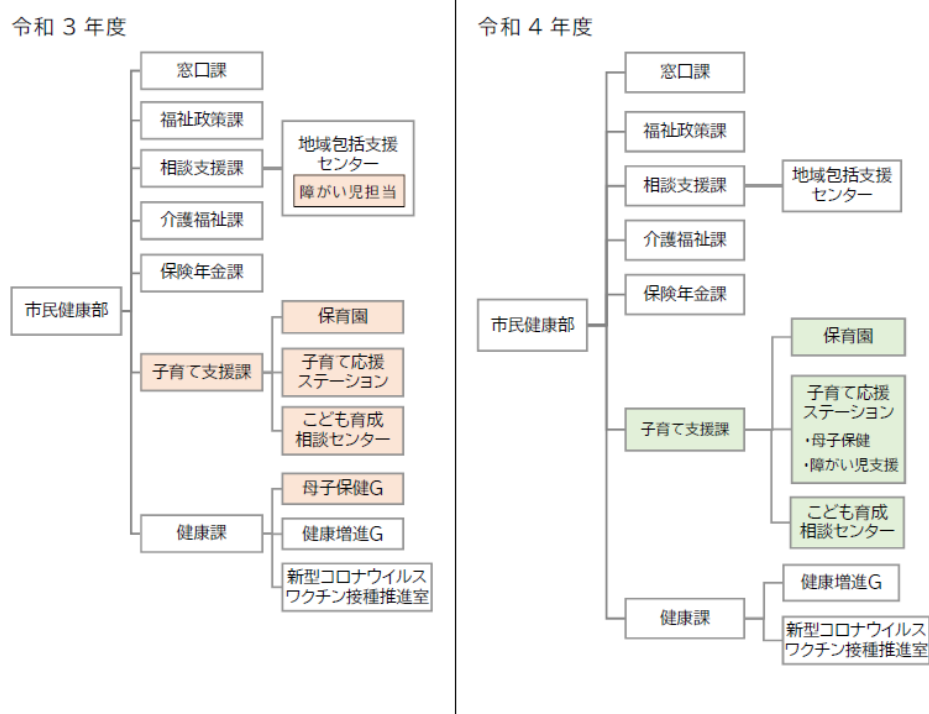


## 【資料4】令和4年度の市所掌事務の見直しについて

### ○ こども施策担当の統合

- ・令和4年4月から、地域包括支援センターの障がい児担当、健康課の母子保健グループを「子育て支援課」に統合する。
- ・保育、障がい児支援、母子保健を一元的に所管し、出生時から子育てまでの、こどもに関する相談支援体制を集約・強化する。

市民健康部組織図の令和3年度と4年度の比較図



令和4年度では、「母子保健」と「障がい児支援」が「子育て応援ステーション」に統合した組織図